

# 学習用タブレット等貸与申請書兼誓約書

あて先：竜神中学校長

学習用タブレット及び付属品の貸与を受けるにあたり、以下の項目について確認しました。

● 確認事項（ をつけてください）

- 下記、「貸与に係る留意事項」を確認し、借用した機器を丁寧・適正に取り扱うことを含め全ての事項を遵守します。

令和\_\_\_年\_\_\_月\_\_\_日 生徒氏名 \_\_\_\_\_  
\_\_\_年\_\_\_組

保護者氏名 \_\_\_\_\_

※ 生徒1名につき、一枚の誓約書の提出をお願いします。

## 貸与に係る留意事項 (学習用タブレット及び付属品)

- 生徒の学習効果を期待し、豊田市より無償貸与されています。貸与機器の利用について、本誓約書の提出をお願いします。
- 転校や卒業などにより在籍期間が終了するまでに、貸与機器を遅滞なく返却してください。
- 貸与機器の取扱いについては、下記の点に注意してください。

記

1 設定  **学習用タブレットの設定は、学校の許可なく勝手に変えません。**

※YouTube 視聴等、視聴制限のフィルタを突破する操作を行った場合、厳格に指導します。

2 使い方  **学校でカメラや録音の機能を使う場合は、事前に先生に許可を得ます。**

※自宅で使う場合、保護者や撮影相手の許可を得てください。無断撮影は厳禁です。

**学習用タブレットを他人に貸したり、使わせたりしません。**

**他人が傷つくことを、書いたり、送ったりする行為をしません。**

※いじめに発展し、侮辱罪等の罪に問われる場合があることを承知しておいてください。

**学習に関連のない使い方はしません。**

(例)・趣味のため、視聴制限のある Web サイトにアクセスしたり、ゲームをしたりする。

・学習用タブレットで撮影した画像を、自分のスマホ等を経由して SNS にアップする。

3 破損  **破損しないように大切に使います。**

※歩きながら使う、床や地面に置く、乱雑な机のままで使っての破損原因が多いです。

市の「運用ガイドブック」に則った適切な使用の範囲を超えた扱いによって、破損・故障した場合は修理費用が保護者負担となる場合があります。

4 その他  **あやしいサイトに入ってしまうなど危険を感じたときや、破損、故障、紛失したときは、すぐに学校に知らせてください。**

ルールが守られない場合は、学習用タブレットを使うことができなくなります。

※ 上記1～4は、令和6年度D・C委員会の生徒たちが特に守りたい最重要項目として選んだものです。